

要保存

警報発表時の対応について

2025年度

三豊市立下高瀬小学校
校長 河田 佳代

三豊市教育委員会からの対応マニュアルを運用します。特別に、学校からの緊急のお知らせ（学校情報配信アプリJC4th Home&Schoolによる）がないときは、この基準に基づいて対応してください。この用紙は大切に保管してください。

三豊市立小学校の警報発令時の対応マニュアル

< 給食の対応 >

- 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、給食を中止する。
- 午前6時～8時に警報が発表された場合も、給食を中止する。



- 1 発表されていた警報が午前6時までに解除された場合、安全に気を付け、通常どおりに登校する。 ※給食あり
- 2 午前6時の時点で、三豊市あるいは三豊市を含む地域（西讃等）に警報が出ている場合は、以下の対応とする。

(1) 全町共通対応の警報

大雨・洪水・暴風・大雪警報、Jアラートのうち、いずれか1つでも出た場合は、自宅待機とする。

(2) 各町によって対応がちがう警報

高潮・波浪警報のうち、いずれかが単独で発表された場合

- 山本町、豊中町、高瀬町、財田町 → 通常どおり登校。※給食あり
- 詫間町、仁尾町 → 自宅待機。
- 三野町 → 高潮警報は自宅待機。波浪警報は通常どおり登校。※給食あり

- 3 午前7時の時点で警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
- 4 午前6時の時点で出していた警報が、午前7時までに解除された場合は、午前8時半をめどに（集団）登校する。給食なしの午前中授業とする。
- 5 登校後の8時以降に警報が発表された場合は、給食を食べずに下校するか、給食を食べて学校で待機するかは、その状況により校長が判断する。